

(様式第1号)

平成27年度 第1回芦屋市青少年問題協議会 会議録

日 時	平成27年8月5日(水) 14:00~16:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出 席 者	会 長 廣木 克行 副会長 新井野 久男 委 員 中田 伊都子 委 員 大塚 圭子 委 員 帰山 和也 委 員 中俣 久美 委 員 星野 典子 委 員 小牧 直文 委 員 中村 尚代 欠席委員 守上 三奈子 欠席委員 曾和 義雄 欠席委員 大久保 文昭
事 務 局	教育長 福岡 憲助 青少年育成課 課長 田中 徹 青少年育成課 係長 木村 守彦 青少年育成課 指導主事 上田 裕之 青少年育成課 主事補 子守 紫野
会議の公開	■公開
傍 聴 者 数	1人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員委嘱
- (3) あいさつ(教育長・会長)
- (4) 委員自己紹介
- (5) 事務局職員の紹介
- (6) 議事
 - ①芦屋市子ども・若者計画に係る提言について
 - ②芦屋市いじめ防止基本方針等について
 - ③芦屋市子ども・若者計画に係る事業ヒアリングについて
 - ④情報交換・その他
- (7) 閉会

2 配布資料

- ・平成27年度第1回芦屋市青少年問題協議会次第
- ・平成26年度芦屋市における青少年育成事業の報告資料
- ・芦屋市いじめ防止基本方針
- ・子ども・若者計画策定記念講演アンケート結果報告資料
- ・アサガオセミナーの案内
- ・その他

3 審議経過

(1) 開会

事務局よりあいさつ

(2) 委員委嘱

委嘱状の交付

(3) 福岡教育長よりあいさつ

廣木会長： 今日から委員として加わっていただいたお二人におかれましては、これからよろしく願いいたします。

本当に暑い中、大変ご苦勞様かと思いますが、昨年度から引き続き報告書を作り、その報告会を行うという取り組みを行ってまいりましたけれども、今年度は第一回目ということになります。今年度の取り組みは、昨年度、子ども・若者計画を作るために、みなさんのお力をいただいてまとめあげたわけですが、それに基づいて今年度は実行に入る年になります。それなりの結果は、さらに次の年度にならなければ出てきませんので、実行に入る年の我々の仕事は、その間に我々が重点として取り上げた問題について、深く理解しながら進捗状況等についてヒアリング、いろいろとお話を伺いながら進めていく年、ということに、今年度は位置づけられると思います。そういうことで、今回の話の中では、私たちが是非こういうところに注目して、ヒアリングをしたいというようなことについて、部署を選び出したりする、そういう仕事から取り掛かっていきたいと思っています。

新聞のニュース等でみなさんお分かりのように、子ども・若者をめぐる問題はさらに厳しさといいますか、我々からすると憂慮したくなる、非常に目につく、耳につく、そういう状況が続いております。特に、つい先日あった北海道の音更町で19歳の少年、いや若者が、10代の女性を突然刺し殺したというような事件。昨日の報道を見てみると、「人を殺してみたかった」との言葉を言っているということも伝わってきます。ただマスコミの報道をどこまでどういう目で見ても、聞いたらいいか、慎重でなければいけないですし、そう言うことで捜査を攪乱させるという意図がないとは言えないわけです。それこそ慎重に慎重を期しながら、報道に接していかなければならないわけですが、そういう言葉が若者の中で流通しているというか、度々我々の耳に届くというような事態は、それこそエアコンもなにもない中で、暑い暑いと言って会議をしていた時代の経験を継承することは難しいと、先ほど教育長もおっしゃいま

したけれど、我々の今までの人生経験から見て、そういうことを口走る若者のことを理解するのは、実はとても難しい。とても想像力を働かせてもおそらく届かない深刻な問題になるのだと思います。でも、我々が直面しているそういう問題から目を逸らすことなく、芦屋の若者たちをどのようにして、健全に育てていけるか、本当に重い責任を我々は背負ってこの会議を開いているということ。そういう事態に直面しながらひしひしと感じているわけです。この意味で、ぜひこの会は、家族的な雰囲気ですらあったことを率直に語り合いながら、それぞれの知見や経験を投入して、芦屋の子ども・若者のために少しでも、半歩でも前進できるような会議にしていきたいと思っています。

今年度の課題、先ほど申し上げましたけれども、気持ちを込めて、芦屋の職員の皆様とも交流をしながら、事実を踏まえた審議を進めていきたいと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

(4) 委員自己紹介

(5) 事務局職員紹介・配布資料の確認

事務局より、芦屋市情報公開条例に基づき本協議会が公開であり、議事録及び委員名を発表することを確認。

(6) 議事

①芦屋市子ども・若者計画に係る提言について

廣木会長： それでは今日の会議の主題に従って、議事を進めてまいりたいと思います。まずお手元にございます、芦屋市子ども・若者計画に向けての提言。先ほどバージョン4というようにご紹介いただきましたけれど、前年度、こちらに文書を出させていただき、みなさんからご意見をいただいて、その後事務局と私で何回もやりとりをしながら、4回ほど書き換えた現段階のものが、ここに提起されている、7月9日修正資料ということによろしいでしょうか。

事務局： はい。

廣木会長： これがバージョン4にあたるものです。最初の議題は、子ども・若者計画に係る提言について、というものとしたと思います。この提言の中身について、まずは事務局の方からご紹介いただいて、それに基づいてご質疑やご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局： (提言について説明)

廣木会長： 修正点についてご説明いただきましたが、どうでしょうか。

新井野副会長： (5)の不登校・ニート・ひきこもり支援の具体化に向けて一歩踏み出せる工夫を求めるというのは、踏み出せるのは誰でしょうか。

事務局： そこは被支援者といいますか、当該者といいますか。

廣木会長： 今の新井野先生のご質問は、一步踏み出すのが支援する側なのか、それとも子どもたちが一步踏み出すためのものなのか、ということですね。

新井野副会長： それが少し引っかかったので。そのニートやひきこもり、不登校の人を支援する人が、ということなら、一步踏み込める、という風にしたい。一步踏み込めると一步踏み込んだ工夫を求める、どっちがいいだろう。

廣木会長： 確かに踏み出すということだけを見ると、子どもたちが踏み出せるように、というニュアンスで伝わってきますよね。

新井野副会長： 子どもたちが踏み出せるような工夫を、支援する人たちが工夫するということに。

廣木会長： はい、ありがとうございます。それでは今の点についてでも構いませんし、他のことでも構いません。全体としては最後の方でご案内しようと思いましたが、事務局の方ともう一度すりあわせながら、最終的な文章に絞り上げていきたいと思いますので、今のことに対するコメントでも結構ですし、この点は表現はこれでいいのか、そういうことについての意見でも結構です。よろしくお願いします。

初めての方にはわかりにくいと思うので、一言添えさせていただきますけれど、この提言は、子ども・若者計画として我々が具体的に今までの取り組みを踏まえた計画を出しました。その議論の中で、この計画だけではカバーできない論点だとか、または我々が主張したいことだとか、そういうものをもう少し整理し直して、それぞれこの問題に取り組む部署に問題を提起し、我々がこういうつもりで議論してきたということ、いろいろなところでわかっていたくためのわかりやすい提言をしようということで、まとめあげたものがこのとりあえずの5つです。ただこれからいろいろな部署のヒアリングをしながら、少し提言を増やした方がいいとか、わかりやすく変えた方がいいとか、そういう意見が出てまいりましたら、提言はさらに工夫を加えて、充実したものにしていけることも視野に入れながら、提案したいと思っていますので、最初の提起をする提案を、今までの審議を踏まえて、まとめたものがこれです。

そういう主旨ですので、こういう点はどうかというお尋ねでも結構ですし、ここはもっと強調した方がいいんじゃないか、そういうことを是非お気づきの点を出していただきたいと思います。

帰山委員： 提言（1）の子ども・若者の遊び場、のところ、今回の下線部分の一番冒頭の、高学歴を志向する傾向が強ければ強いほど、という表現なんですけれども、高学歴、要するに高校・大学・大学院という学歴になろうかと思うのですが、多くの子ども達が高校・大学に進学する率も高くなっている現状からと、高学歴を志向するという表現もそれでもいいとは思いますが、例えば、進学を志向する傾向が強ければ強いほど、というような、要するに、子どもたちの遊びを通じた体力の増進というよりも、進学を志向するという傾向が強い、というような表現の方がもう少しわかりやすいのかなと思います。

廣木会長： ある意味、高学歴志向は一般的現象であって、その中でさらに子どもを学習へと押ししてしまう。それをもっと的確な表現がないだろうかというご提案だっ

たと思いますが、このあたりもどうでしょうか

中村委員： 今の帰山委員の提案なんですけれども、進学という方がより具体性があると思いましたが、それとはまた別のところでの意見なのですが、(4)のところですが、苦情を課題と捉え、というのはよいのですが、(3)からの流れの中で地域という言葉が、寛容なまちづくりの中で子どもの声がうるさい、ということでの流れとしての(4)とすれば、地域が受け止めるというのはわかるのですが、(4)だけを捉えると突然地域が出てきて、そこをもう少し苦情＝地域での苦情だけではないというもある気がしたので、全体の流れとしてあるという風に見てもらおうということになるのでしょうか。改めて読んで少し気になりました。そもそも苦情を課題として捉えて、苦情は市と市民にとって大切な問題提起でもありますので、市民からの苦情は明らかにそうなんです、それが地域で受け止める、地域からもということは、それまでの流れが、全部地域が絡んでいるというのは、流れを通して見るとわかるんですが、(4)だけを捉えると、少し分かりづらいと感じました。

廣木会長： むしろこれは、ないほうがいいのかという受け止め方でいいのか、例えばこんな表現の方がいいのではないかと、何か具体的な意見はございますか。

中村委員： 具体的な表現は思い浮かばなかったのですが、もう少しこれを地域での苦情なんだという前提があるのなら、そういうことを入れた方がいいかと思いました。私たちの話の中ではそれが前提だったんですが、前提が何であるかは記載しておかないと、話の流れが変わる可能性がありえますので、そこだけご覧になった方に分かっていただけるかが気になったので。

廣木会長： 確かに難しいですね。実際に苦情ないしは要望をあげる市民と行政だけの関係になってしまって、本当はもっと関わっている利害関係者はいっぱいいるのに、そこだけで完結してしまう。もっと地域として受け止めようという主旨も込められているので、これを文章全体の中でうまく埋め込んでいった方がいいんじゃないかというご主旨ですね。

中村委員： そうですね。たとえば地域の問題の苦情だということが前提になっていけば、当然ここは地域が出てきてもいいので、前提としてそういうものを埋め込む。確かに(4)は大事なところで、実際に行政としても本当に必要だと思うところがたくさんあるので、素晴らしいと思います。

廣木会長： ありがとうございます。一番最初のところの、高学歴云々よりもやはり進学に向けたという表現の方がいいのではないかとご発言があり、それに加えて今の発言がありましたので、ここはぜひ、文章を改善するという方向で受け止めたいと思います。他にお気づきの点はございますか。

中田委員： (3)の寛容なまちづくりへの理解を求めるところなんですけれども、原因の一つは社会の少子化や大人と子どもが接する機会が減少するなど、世代間の分断が進んでいるって書いてありますけれど、実際年配の方が子どもの声がうるさいというだけではなく、子どもを持っている年代の人もうるさいというところもありますので、それだけに特定するのは少しどうかと思いま

した。

廣木会長： もう一步踏み込んで、例えばこんな言葉、こんな表現というような何かありませんか。確かに世代間の矛盾だけではないですね。

大塚委員： 子どもへの思いも多様化していますよね。

廣木会長： 今の、子どもへの思いも多様化している、そんな表現がもしここに入れば。

中村委員： 子どもへの児童虐待もあつたりしますからね。

廣木会長： そうですね。世代間の分断だけではなくて、子どもへの思いの多様化が進んでいることも、という表現が入るともっと具体化しますね。ありがとうございます。いろいろわかりやすくなってありがたいです。

帰山委員： (3)のところで、これまでは行政の騒音の基準は、何デシベルとか音量とか音の大きさを基準にして、規制をしたり発生源を規制したりということをしてきたんですけれども、子どもの声自体、人間の声が騒音だというのは、音量で測ればある程度測れるんでしょうけれども、音量の大きい小さいということだけではなくて、それを受け止める側の心理状態とか、音を発している子どもとの人間関係だとか、そういったところからその音を煩わしく感じるという捉え方をしていかなければならないという社会状況が進んできているのだと思います。先ほどおっしゃっていた原因の一つ、一つというのでこれだけではないのですが、単にその世代間の分断ということだけではなくて、人間関係であるとか、いろんな心理状態とか、音源を断つことによってそれが必ず解決することにはならないという可能性も含めて、考えていかなければならない、重い課題になってきているのではないかと思います。どう文章化するかはとても難しいのですが、ただそういう課題も私自身も感じたところでございますので、議論させていただきました。

廣木会長： 非常に重要な点ですね。今の帰山委員のご発言を聞きながら、東京の舛添知事は、この点について非常に明確な提言をして、条例を変えられましたよね。騒音条例の騒音の中に、子どもの声が入っている、だから騒音条例をもって規制されてしまう。子どもの声を騒音条例の騒音から外すという提案をなさって。これは新聞記事からの受け売りですけど、舛添知事は、「子どもの騒音は将来の音楽」というドイツの格言を引用なさって、子どもたちの正に将来のために生きている、それを規制してしまうことはとんでもない宝物を、我々は失っていることを意味するんだという主旨の説明をなさって、都議会で一致して賛成になったようです。そういった意味で、今おっしゃった、子どもの声を騒音として一律して音量規制というものにかけるという発想ではない捉え方、そこを生かすような表現がもしあれば、という今のご提案、非常に大事なところだと思います。なかなか悩ましいですね、表現上は。

帰山委員： そうですね。どうここに表現として盛り込むかという、なかなか難しい課題ではあると思います。

廣木会長： でもその主旨はなんとか生かしたいですね。他にどうでしょうか。先ほど申しましたように、これで提言を出せばそれで確定、終わりで、プラスアルファ

がないということではなくて、今後さらに新たなものを加えたり、さらに豊かにするということが、これからの協議会でできますので、今日ですべて言い尽くさなくてもよいという気持ちくらいで受け止めていただければと思います。

よろしければ、一応このくらいでよろしいでしょうか。今大変重要な、最初の新井野先生からの一步踏み出すという表現にまわりつくイメージからすると、むしろ踏み込んで支援をするというそういう表現があった方がいいのではないかというご提案から始まって、大きく5つのご意見をいただきました。大変重要なお提言が多かったと思います。本当にありがとうございます。この後について、みなさんの出されたご提案を踏まえまして、どのような形をもって処理をしていくか、事務局の方から今の流れを汲んで、ご提案いただけませんか。

事務局： いろいろご意見いただきましてありがとうございます。もう一度事務局と会長の方でお話をさせていただいて、今ご意見いただいた主旨に沿った形で調整したいと思います。あとのことは、できましたら事務局の方に一任いただけたらと思います。次回の協議会でこれの完成版をご提示させていただいて、その後はこの提言を発信するという方向へ持っていきたいと思います。

市の広報紙ですと物理的に制約があるものですから、どの程度書けるかは今の段階では申し上げられませんが、市のHPですとか、チラシを作成して関係団体の総会等で配っていただくとか、そのような方向でいきたいと思えます。以上でよろしいでしょうか。

廣木会長： はい、ありがとうございました。というご提案ですが、ただいまいただきました大きく言うと5つのご意見を、事務局並びに会長に一任していただいて、それで最後の完成版としてまとめさせていただくということがひとつのご提案です。その完成版は次回の協議会にご紹介させていただきますが、そこをご紹介を踏まえて、ただいまありましたように、発信を、HPや広報誌やチラシ、もちろん市長に直接手渡して主旨をご説明することも含めまして、発信という段階に入りたいという風に考えております。そのような処理をさせていただきたいと思えますので、何卒よろしく願いいたします。

②芦屋市いじめ防止基本方針等について

廣木会長： 本日は担当課であります、学校教育課の山田主幹に来ていただいておりますので、説明の方よろしく願いします。

山田主幹： (山田主幹より説明)

廣木会長： どうもありがとうございました。ただいま基本方針についての経過と主な内容、及び数年間の問題行動にみられる傾向、そして現状について別のデータを見ながらご紹介いただきましたが、ただいまのご紹介についてご質問やまたはお気づきの点、ご意見がございましたら。率直な感想でもかまいません。

新井野副会長： いじめの件数の件なんですけれども、これは芦屋市教育委員会が独自に調査を、各学校現場にかけたということでしょうか。文科省調査ではないのでしよ

うか。

山田主幹： 24年度からはそうです。文科省調査にもあげております。

新井野副会長： 先ほど、24、25、26年度は11月に調査をかけていたものからのデータだとおっしゃいましたが、文科省の調査は翌年度の4月になるのですが。例えば26年度の調査を文科省では27年度4月から5月にかけて行うのですが、その件数はないのでしょうか。

山田主幹： 11月段階での芦屋のアンケートの数字です。

新井野副会長： 文科省調査にもあげているわけなので、その数字もあるでしょう。

山田主幹： その数字は、数件増えているくらいになります。

新井野副会長： 調査は二重にしなくても、統一したらよいのではないのでしょうか。一度の調査でよいと思うのですが。4月に調査をして、11月に調査をかけて行うのでしょうか。それはどういう意味があるのでしょうか。11月ということが分からないのですが。26年度11月でしたら、25年度の調査をするということですか。

山田主幹： 調査のための調査をするものではありません。各学校では一学期にとっている学校もあるのですけれども、できるだけたくさんの回数のアンケート調査、あるいは聞き取りをしまして、その調査をした後は全員の個人面談をやっております。その聞き取りの中で、教師が認識していなかったことがアンケート調査の中に出てくる場合もあります。そういったことを書いた子どもに対して聞き取りをして、その関係のある子どもたちとも面談をします。被害のあった子どもとやっている子どもの間の問題解決に向け、アンケートも活用しながら学校の方では指導をしています。

新井野副会長： それはやってもらっていいのですが、調査というのはある時期になると、きちんと統一して行いますので、二重にも三重にも調査にかける意味がよくわからないので、この前の文科省の調査をきちんとやっているの、そちらのデータを挙げてもらった方が、一番データとして国を挙げて全国の小中学校でやっているの、正確な、信頼できるデータになるのではないのでしょうか。そのあたりにはっきり回答がなかったので。22年と23年も別の調査だとおっしゃっていたので、文科省の方法に沿ってやるのが一番いいかと思います。そのデータの結果を基に、多い少ないということがあれば、学校現場に対する教育委員会として子どもたちに対するフォローや相談をやればいいと思います。それがひとつです。

それから、小学校での大変な生徒間暴力の件数のデータなのですからけれども、同じ生徒が繰り返しているということなので、ひとりの生徒に対する指導が大変だなあという思いもするのですけれども、この調査も、いわゆる芦屋市教育委員会独自に毎月学校からやってくるものを集計したものだということでしょうか。

山田主幹： これは独自に。そして県の方にも報告をあげているものです。

新井野副会長： これも文科省調査があるのはよくご存じだと思うのですが、さっきと同じで、いじめと同じように、年度のはじめに暴力行為・いじめ・不登校・退学といった項目がありまして、その調査なんです、それに関しては。

山田主幹： その調査にも当然反映はしていますけれども、こちらは毎月とっている報告の数字になります。

新井野副会長： その調査で上がっていた数字じゃなくてもいいんです。

廣木会長： ということでよろしいでしょうか。文科省に出している数字と基本的に一致していると。

山田主幹： 県にあげていますので。

新井野副会長： 県にあげている調査というのは、文科省の調査なんです。文科省から各県に、県から各市町村に、学校現場に回してあげているということでもよろしいですね。だとするならば、裏面の中学校のところで、暴力行為というのは4つありまして、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊があります。ここは敢えて校内の生徒間暴力、校外の生徒間暴力と分けられているのは、わかりやすいといえればわかりやすいのですが、生徒間暴力というのが、校内のいわゆる一定の関係にある人間関係にある子どもたちの暴力なんです。対人というのがいわゆる対教師暴力、生徒間暴力を除いたもの。なので、見知らぬ地域の人に暴力をふるったとか、他校の生徒に暴力をふるったとか、そういうのになると。そういうのも校外の生徒間暴力は含まれていると考えてもよろしいでしょうか

山田主幹： 校外で子ども同士が、ということがほとんどかと思えますけれども。

新井野副会長： わかりました。調査というのはひとつのものがあるので、それに沿ったデータを今後出してもらえるとわかりやすいのでありがたいです。

廣木会長： ありがとうございます。他にどうでしょうか。今、聞いておきたいことや確かめたいことは。

中俣委員： 質問になりますが、私も小中学生の保護者の一人ですので、気になるのが裏面の、中学校のところの問題行動に関係する傾向で、LINEなどによるトラブルがあるんですけども、その他のところに入っていないので、こういうトラブルがどれくらいあるのか、保護者として知っておきたいと思いました。小学生のところにはLINEについてとか、ネットトラブルについてはないんですけども、実際高学年になると、ネット関連のいじめや、悪口を言われて悩んでいる子どもがいるとお聞きするので、そういう数字はあげていただけたらと思います。

山田主幹： そういうLINEなどに特化したものは、ありません。

廣木会長： そのあたりのデータは全くないのか、データを精査すれば、ある程度のもの、傾向は見えるのか。

山田主幹： 一度市で携帯の調査をして、冊子も出しているんですけど、それはネット

によるいじめの件数を調査したものではなかったと記憶しています。

廣木会長： それは何年度の調査になりますか。

山田主幹： 25年度当時、調査が行われたと思います。

新井野副会長： 多分、LINEは新しい事象なので、問題行動としてLINEによる、というのは挙げにくいと思います。学校現場も、教育委員会も。いわゆるLINEも含めたネットいじめや、ネットに係るトラブルというようなくくりでやれば、調査もしやすいし、その中に具体的にLINEによるものとか、それから書込みとか誹謗中傷とかいろいろあると思います。そういう形なら、比較的調査も書きやすく、やってらっしゃるかと思います。

中俣委員： そういう意味で言ったつもりでした。

廣木会長： どうでしょう。ネットいじめというようなもう少し広い概念で言いますと、データは取れますか。今ここでというわけではありませんけれど。LINEというように特定すると、それは少し難しいと。それはわかります。できましたらこれを、次の機会あたりにでも教えていただければと。次といいますと大分先のことになりますので。

新井野副会長： 芦屋市といえば範囲が狭いでしょう。だから、そういうLINEによるトラブルというものは案外具体例として、事象としては少ないと思うんです。だから、例えば県に広げるとか、全国に広げるとか、そのようなデータはどこかにあると思います。そうしたら、現実がわかるんじゃないかと思います。僕らはLINEはよくわからないので。

帰山委員： 私も正にそういうLINEをやったことがないので、どういうものなのかわからないところもあるのですが、所謂ネット社会が子どもたちにも当然広がってきてまして、そういうネット社会で起こっている問題行動やいじめということは、なかなか学校の教師、担任であっても分からない。要するに潜在化している部分が多いと。たまたま子どもたちが歩いて登下校するときに、それらしきことは言っているんですが、それを確認なんてなかなかできないんじゃないか。それを件数で出すと言っても、例えば教員の人が聞き取りをしようとしても、向こうが黙ってしまえば分からないし、じゃあ証拠も分からないし、というようなことがやっぱり本当に潜在的に蔓延しているのではないかという危機感を持ってまして。だから、データ、数字としては出てきにくいのではないかと想像していますけれども。でも深刻な問題だと思いますので、なんとかこれは、悪い傾向を。ネットというのは非常に便利なツールなんですけれども、使い方を誤ると、やはり逆のデメリットが出てくるというようなものだと思いますので。そのデメリットをいかに排除していくかということを考えないといけないという風に思います。簡単にデータで出してくださいと言っても、すぐには多分出てこないんじゃないかと想像しますけれど。

新井野副会長： 参考のために、文科省のいじめ調査のデータを持っているんですけれども、平成25年度の調査で、26年の10月に文科省が発表したもので、その中にもどのようないじめが行われているのか、さっきおっしゃった、からかいや冷や

かしとか、いろいろなものがあるのですが、その中のひとつの項目に、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされるとという項目があるんです。これは全国のデータです。中学校で19.7%です。約20%です。かなり多い。ひとつの参考にしてもらえたら。その中にLINEによるいろんな誹謗中傷やいじめや、そんなものも入っているのでしょうか。25年の結果でそんなに古くもないのですから。ご参考までに。

廣木会長：　　今のは文科省のデータですね。とすると、そのベースになるデータは市や県にあるのですね。その調査方法も提示されているのですね。

新井野副会長：　　はい。県にもあると思いますし、市にもあると思います。

廣木会長：　　だからやはりわかる範囲のものをまず。

新井野副会長：　　でも、芦屋市の場合は件数も少ないと思いますし、ゼロかもしれません。ただ、それは簡単には見られないですよ。文科省は国全体のデータなので公表するんですけども、兵庫県がそれをしていのかどうか分からない。しているかな。していますね。神戸新聞くらいに出ているかもしれない。

廣木会長：　　その点は、今までのところの協議でも掘り下げて検討がほとんど行われていない分野でもありますので、今後に向けての資料の取り方を含めて、かなり工夫が必要だと思います。何卒よろしくお願いします。他にどうでしょうか。

大塚委員：　　数字上だけを見ての思いなんですけれども、随分前から問題行動が低年齢化しているということで、この数字を見ただけでも小学校は増えていますよね。一方中学校は嬉しいことに減少はしているものの、それは社会一般的にこの年代、中学生の青少年の問題が少なくなっているのか、それとも、芦屋市に関しては学校全体がそういう部分の取り組みをされたからこういう数値になったのか、そのあたりの根拠があれば知りたいと思ったのですけれども。

廣木会長：　　重要なところですね。そこはどう評価していらっしゃいますか。

山田主幹：　　外に出るような、さっきの暴力的なような行動であるとか、そういったことは減ってきているのかなという印象はあります。むしろ問題が内向きになっている。外にエネルギーを出すのではなくて、例えば不登校であるとか引きこもりであるとか、そっちの方に傾いている傾向はあるように思います。今日数字はないですけど、不登校の件数の方は、ここ3年間増えてしまっているという傾向はあるんです。

大塚委員：　　中学の年齢になってくると、今の子どもたちがそういう状況になってきているという、それが故のその数字、そちらの方が大きいという捉え方でよろしいでしょうか。

新井野副会長：　　中学校の校内暴力が平成22年が37件から、ものすごく減っているんです。本当は推移が見たいのですけれど、それはそれとして、先生が先ほどおっしゃいました、小学校の場合、一人の子どもが何度も繰り返して起こしているから件数が多くなっているということ、中学校の場合はそういうことではないので

しょうか。

山田主幹： それもあります。

新井野副会長： 荒い言い方ですが、ゴンタがいてゴンタが卒業したら、その学校の暴力件数は急に減りますよね。そういったことなのでしょうか。

山田主幹： 今の生徒間暴力について言えば、例えば平成22年が37件なのですけれど、次が22、21、11、という風に、少し細かい数字を言えば、確かに減っています。

新井野副会長： 例えば2年生の頃ががんがん荒れていたら、3年になって落ち着いて、卒業したらさっと減って少なくなったということもあるので。それでもやっぱり学校の指導というのは大変ですから。その子どもに対する指導が。そういう意味があるんですね。

廣木会長： 今のご質問の中で、数字、特に校内暴力と暴力に関する数字が減っているということが、一般的な傾向としてそれを理解するだけでいいのか、この間芦屋市としては教育委員会を中心として、例えば取り組みが背景にあってこういう数字が出ているという、やはり実践とのかかわりで数字を理解する必要はないのかというお尋ねもありましたので、そのあたりもちょっと目配りをして、ご報告いただけるとより納得、理解が深まると思うので、そこもよろしくお願ひします。

新井野副会長： 参考のために、神戸市とはかかわりがあるので。小学校の問題行動って今大変なんです。中学校でしか起こらなかったような問題行動ががんがん起こっている。対教師暴力もそう、先生に手を出す、蹴る、物を投げる。神戸市はかなり小学校現場が大変で、指導主事も増員しているような状況らしいです。文科省の調査にでもそれがきちっと出ていまして、先ほどのところにも書いてありましたけれど、感情のコントロールができない子どもがどんどん増えてきているということで、ちょっとしたことで暴力をふるうという傾向みたいなんです。だから、これから小学校現場って大変だと思うし、以前からもそうなのですが、いわゆる中学校的な生徒指導の組織とか体制とか既にできていると思うんですけれども、そういう形でやっていかないと大変だと思いますし、子どもの背景には家庭があり保護者がいるので、そのあたりの連携も必要かなと思います。

廣木会長： ありがとうございます。非常に重要な問題で学校の中で起きていることが学校での対応も非常に気になるわけですが、我々の検討してきたことから言うと、実は小学校でなぜそれだけ大変さが表に出るのかという問題が、やはり家庭や地域での子どもたちの育ちの具合が急激に変化していることも背景にあると思うのです。

実は前回、先ほど教育長が私の話をいったん紹介してくださいましたけれど、その子どもたちが自分の中でこうしたいと思ってもそれをしない、すなわち思ったらしてしまうのか思ってもしないという、ここの差は非常に子どもの育ちの問題として非常に大きいものでして、それを一応ブレイキの育ちという風に言うんですけれども、それが、顕在的に本人が意識して使えるようになるのが、発達的に大体9歳くらいなんです。それが遅れた子どもとかもいるんですけれど

ども、そういう子どもたちの育ちのいわばひ弱さとでも言いましょうか、それが明確に出やすいのが小学校で、やはりそういう問題がもしあるとすれば、私たちが子ども・若者計画の中で書き、そしてこの提言の中で注意を喚起して欲しいということでご紹介している内容、やはりその問題とセットで考えないと、学校でだけの対応でなんとかなるという視野ではやはり捉えきれない問題があるという、そういうことも我々の仕事との関連で、このデータは非常に重要だという風に思います。ぜひそのような視点で、これからも深めていきたいと思えます。

大分時間を取りましたが、特にということはいかがでしょうか。それでは、ご協力ありがとうございます。芦屋市の問題行動の現状についての資料の紹介もいただきましたので、そのご質問、ご意見については以上ということできせていただきますがよろしいでしょうか。それでは、山田主幹ありがとうございます。またこれからもよろしくお願いいたします。

③芦屋市子ども・若者計画に係る事業ヒアリングについて

廣木会長： 議題3は、子ども・若者計画に係る事業ヒアリング、先ほど申し上げました、今年度の中心的な課題になります。

この事業が進められていくその事業の評価はその後の問題になりますので、今年度はこの評価に踏み込んだところまではいかないということで、まずは実態を、ヒアリングを通して聴くということになります。ここにそれぞれ我々が聞きたい部署の方においでいただいて、我々の方からご質問をしながら、今どんな取り組みをしているか、ということでヒアリングする。そんな形をイメージしていただければいいと思えます。

今年度はそのヒアリングを中心にして、2回の協議会をこれからやろうという風に考えておりますので、これから次回の協議会において説明を受けたい事業、この事業についてはぜひヒアリングをしたいということについて、ここで整理をして、事業の選定を行いたいと思えます。みなさんのお手元にある資料で、この事業とこの事業とすぐに出せるでしょうか。事務局の方で検討していただいておりますので、そちらの方から、ご提案をしていただいたことにもとづいて議論しましょうか。それでは、次回の本協議会でヒアリングをする事業について、事務局の方で検討しているものをご紹介しますか。

事務局： (事務局より説明)

廣木会長： ありがとうございます。ここに我々が掲げた重点事業の一覧がございますが、そこで次回ヒアリングを行うとすると、予定された2時間の中で何件くらいできるだろうかということがまずありまして、ひとつの事業についてやはり30分くらいは欲しいのではないだろうか、そうすると自ずと4つ程度に絞られるだろうと。20分にしたとしても5つくらいだろうかということで、絞り込んで、事務局の方に少し考えていただきました。特に施設・設備などの有効利用については、例えば公園等の状況が、またはさまざまな文化施設等がどのように有効に使われているか使われていないか、どんな問題があるか、というようなことについて、提言の中にも書きましたけれどこれは非常に重要な問題ですので、これはなんとしても第一番目にしっかり聞きたいと思っております。

また、さまざまな問題を抱えた子どもたちへの相談や、または保護者への支援というような意味で、アサガオや適応指導教室を一つの典型例として、具体的に話を聞いて、そこから我々の認識を深めると同時に、課題を見出していくということが大切ではないかと、事務局の方に絞り込んでいただいたものです。この一覧表全体を見ながら、もう一つくらい、例えば、これも次回ぜひ入れて、早めに聞いておいた方がいいのではないかなというようなものがございましたら、みなさんの方からご推敲いただきまして、これに加えたり、またはひとつ減らして4つとしてやったり、いろいろ工夫はできると思いますので。

帰山委員： 今4つの項目を挙げていただきまして、それぞれ大変重要なところだと思いますけれども、62、63のアサガオのところに相談に来られた方を、さらにアウトリーチということで、77に挙げておられます、直接ひきこもり等の訪問支援というところも、状況を伺いたいなという風に思っております。アサガオの事業と併せてアウトリーチも現状をヒアリングできたらと思います。

事務局： アサガオの事業の中の一つとして、可能だと思います。

廣木会長： ありがとうございます。気が付きませんでした。他にどうでしょうか。全体を拝見してこれもというものがございましたら。大体今お話ししたように、次回ほぼ2時間の中で、4つくらいを目安として考えて、今のアサガオは62、63、77をひとつくくりとして考えての話ですけれども、4つの分野のお話をしっかりと聞こうということで、考えていると、そのことについてはどうでしょうか。

帰山委員： 結構です。

廣木会長： よろしいでしょうか。とすると、今ご紹介いただいたこの4つに絞ってよいのか、いやむしろこっちの方が先にした方がいいんじゃないかというのがもしありましたら、出していただけませんか。

それでは、ほぼこの4つという枠組みの中で、このくらいでよろしいのではないかなという雰囲気かと思っておりますので、次回この4つの分野についてヒアリングをお願いしたいと思っております。事務局の方にはこれからそれぞれの分野へのお願いやいろいろと手を煩わせることとなりますが、準備方々、何卒よろしく願いいたします。

④情報交換・その他

廣木会長： 実は今日、芦屋警察署の小牧委員が、最近の市内の犯罪状況についてのご報告をいただけるということで、この時間を重視して、たくさん時間を取っておりますので、よろしく願いいたします。

小牧委員： (小牧委員による説明)

廣木会長： ありがとうございます。今ご報告、そして資料、地図等を拝見しながら、少し伺いたいことや確認しておきたいことはありますでしょうか。この地図から見て、どんな特徴を把握したらいいでしょうか。

小牧委員： この事案概要と×地点から、ある程度推測するんですけども、例えば定形的に言うと、誰もが入りやすくて、誰もからも見えにくいところが現れるという場所があるはずなんです。例えば、歩道橋の上とか、公園のトイレの前とか、あるいは、時間的に夜間であれば人通りがなくなった場所であるとか、あるいは駅の方からそのままつけられてというような場合です。基本的には南部地区が多く発生しています。

廣木会長： 他にお尋ねになりたい点はございませんか。

大塚委員： 被害を受けた人の後のフォローという部分では、警察は特にやっていますか。

小牧委員： 犯人を捕まえた、つまり検挙、または特定して警告したというような場合に関しては、捕まえましたよ、以後注意してね、ということで、捕まえたということで安心してもらう。パトロールカードというものがあるんですけども、被害に遭われた方に対してアフターフォローという形で、警察が回っていますよ、ということで、パトロールカードを配布する、ということを担当の間続けています。その後どうですかというような質問がきましたら、説明はさせていただきます。

廣木会長： よろしいですか。他にどうでしょうか。お気づきの点はありますでしょうか。

小牧委員： 地図が詳細であれば良いのでしょうか。ただこれは被害者の家が分かってしまう場合もあるので、できる場合とできない場合があります。

帰山委員： 今回は7月の暑い時期まで、冬からということでしょうか。季節的な傾向としてはどうでしょうか。特に痴漢とか街頭犯罪とか。

小牧委員： 曜日的には一緒です。子どもに関して言えば、平日は4件、5件と。土日に関しては当然登下校はないので、2件、3件くらいになっています。犯人に対するアンケートというのを23年にやりまして、その時に犯人曰く、「別に下見をしているわけでもない」「たまたま見つけた人間が、触っても怒られそうにない人だった」と犯人が勝手に思っているんですが、だから触りましたという場合。地理的によく知っているか知らないか、ということもどうでもいいと。あと、その女の人を見たから触りたくなりましたという形で、夏になれば一般的にそういう被害に遭う人は例年増えています。

帰山委員： 先ほどもお話ありました防犯カメラで犯人を特定する、ということも当然されると思うんですけども、逆に防犯の抑止力、カメラがあるから犯人が犯罪ができないなというような抑止力はどういう風にお考えでしょうか。

小牧委員： 防犯カメラによる抑止力、少なくともこういう類の人間のアンケートによると、防犯カメラがあつたらやっていなかった、という結果もありますけれども、なにも気づきませんでした、というのもあります。ちなみに夜間であれば、防犯カメラがあるかないかというのは分からない。いきあたりばつたりで見つけた人間をします、というので、特段防犯カメラを気にするということはないようです。ただ、子どもの登下校である場合、ある特定の道順、通行路となっていますので、防犯カメラの設置は非常に有効です。子どもが触られました、じ

やあ僕らが防犯カメラの有無を見ます。マンションに行ったらマンションで見つけました、という場合があります。

帰山委員： 地域の自治会からも、公園とか通学路とか防犯カメラをつけてほしいという要望も具体的には出ているのですが、つけた以上は抑止力がどうかということと、仮に犯罪になった場合、早く犯罪者を検挙するための証拠として、記録として残るようなものになってくると思うのですが、特に公園でも外からは見えにくい場所というのはどうしても出てきていますので、そういうところにはやはり、本来防犯カメラなんかがない世の中がいいんでしょうけれども、どうしても見えにくい死角の部分は、地域の方やご近所の方の要望があれば、つけていかざるを得ない世の中になってきたのかなと感じておりますので、ただ犯罪を犯す人間が、あまりそんなに考えていないということであれば。

小牧委員： それはケースバイケースだと思います。このような性犯罪系統で、いきなり触りましたというようなものは、なかなか防犯カメラの効果というのは疑問かもしれません。特に成人女性に対してであれば、夜間ですので、夜間では、防犯カメラ作動中というのはなかなか見えにくいので。子どもの登下校に関しては、かなり効果があると思います。

帰山委員： 再犯というのはどうでしょうか。

小牧委員： 性犯罪については再犯が多いです。実際に捕まえたら、過去にこのような犯罪歴がありましたというのがあります。

帰山委員： 常習性があるということですね。

廣木会長： どうもありがとうございました。めったに手に入れることのない情報をこうやって教えていただいて、我々の地域を見る目もまた少し違う角度から、地域の防犯カメラも含めて、あると思いますので、またお気づきの点は今後の協議会にも出していただいて、改善を呼びかけたりすることに役立てたいと思います。ありがとうございました。

これ以外で特にこの場でご報告しておきたいということがありましたら、今のチャンスに出していただきたいと思います。特にございませんでしょうか。

それではないようでしたら、この協議会を終わりたいと思いますが、次回の協議会についての日程等、事務局の方からよろしく願いいたします。

事務局： (次回の協議会について説明)

それでは、任期の最後でございますので、社会教育部長の方からご挨拶をさせていただきます。

中村委員： (社会教育部長よりあいさつ)

廣木会長： ありがとうございました。それでは、ただいま事務局からもありましたが、本協議会は今回で今期最後の協議会ということになります。計画の策定に関しては、本当に熱心なご議論、率直なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今までいただいたご意見、今日も含めまして、それを事務局の方と十分にすり合わせながら、今後の青少年の健全育成になんとですとも役に立て

たいという気持ちで取り組んでまいりますので、今後もまたいろいろなところ
でのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それではこれもちまして本日の協議会を終わらせていただきます。どうも
ありがとうございました。

(7) 閉会

以 上